

## 障害者差別解消法施行に向けた取り組みについて

### 1 職員対応要領とは

地方公共団体は、国の基本方針に即して、「差別的取扱いの禁止（第7条第1項）」「合理的配慮不提供の禁止（第7条第2項）」に適切に対応するため、「職員対応要領（第10条第1項）」を定めるよう努める。

- 記載事項
- 趣旨
  - 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、具体例
  - 相談体制の整備
  - 職員への研修・啓発

### 2 策定の時期

法が施行される平成28年4月1日までに策定することが必要。

### 3 策定の体制

久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程第6条に基づく検討部会を設置して行う。今後、各省庁等から示される国等職員対応要領、事業者のための対応指針との整合を図りながら作業を進める。

### 4 国の動向

国の示す平成27年度スケジュール

時期	事項	備考
上半期中	・国等職員対応要領、事業者のための対応指針の作成	地方公共団体等職員対応要領の作成は努力規定となっておりますが、積極的な対応をお願いします
下半期中	・地方公共団体等職員対応要領の作成に係る支援 ・国民への法、基本方針、対応要領・対応指針の広報・周知（特に、対応指針の関係業界への周知） ・国・地方公共団体、関係機関・団体、関係業界における各種体制の整備等	
7月頃～	・平成27年度・障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施	全国7か所程度で実施予定
9月頃～	・障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催	体制整備事業の報告会等と併せて全国10か所程度で開催予定
28年4月	・法の施行	

### 5 今後のスケジュール（案）

#### （1）障がい者施策推進協議会の開催

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、久喜市職員対応要領策定に係る障がい者等へのアンケート調査を始め、久喜市の取組状況や国・県の動向等について報告する。

【実施時期 7月、10月、3月】

**(2) 障がい者等からの意見聴取の実施**

久喜市職員対応要領の策定に当たり、障がい者その他の関係者が、市関連施設の利用や窓口対応等においてこうしてほしいと感じていることや現に良かったと感じられた事例等について、アンケート調査により把握する。

【実施時期 7月～8月】

**(3) 国等職員対応要領、事業者のための対応指針の把握**

法第9条に基づく国等職員対応要領については、各機関の長が訓令等として定め、独立行政法人等は、内部規則の様式に従って定めると見込まれている。

また、主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応方針を作成することになる。

9月から10月頃に各省庁等から公表される対応要領、対応指針について、内容等の確認を行う。

【実施時期 9月～10月】

**(4) 久喜市障がい者計画策定庁内会議検討部会の設置**

久喜市職員対応要領の策定作業を行うため、久喜市障がい者計画策定庁内会議設置規程第6条に基づく検討部会を設置する。

【実施時期 10月～3月】

**(5) 職員への研修・啓発**

人事課で主催する市職員全体研修において、法制度や職員対応要領の策定状況等について説明を行う。

【実施時期 1月】

職員対応要領の周知及び徹底を図るため、職員研修会を開催する。

【実施時期 3月】

**(6) 市民への公表**

法の施行に合わせ、久喜市職員対応要領を市ホームページ等で公表していく。

【実施時期 4月】